

# 用語集編

【修正案】※新設



<目次>

あ行	1
か行	2
さ行	6
た行	10
は行	13
ま行	15
や行	15
ら行	16



## 用語集

### あ行

#### ■安否確認

災害時に家族や知人の安否（無事か、所在など）を確認すること。確認された情報は「安否情報」と呼ばれる。

#### ■溢水

川などの水が堤防を越えてあふれ出ること。

#### ■液状化

地震の際に地下水位の高い砂地盤が、振動により液体状になる現象。これにより比重の大きい構造物が埋もれ、倒れたり、地中の比重の軽い構造物（下水管等）が浮き上がったりする。

#### ■レアラート（災害情報共有システム）

市など地域の災害情報等を共有する共通基盤として配信するシステム。テレビやラジオ等の多様なメディアを通じて、地域住民に迅速かつ確実に伝達される。

#### ■応急危険度判定

大地震により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラス等の落下の危険性を判定する。判定結果は、建築物の見やすい場所に掲示され、居住者や通行人が二次的な被害に遭うのを防ぐ役割を果たす。

#### ■応急手当

病院に行くまでの間に、家庭や職場でできる一時的な処置のこと。けがや病気の悪化を防ぐ効果がある。

#### ■応急復旧

被災した公共施設等に応急措置を施し、喪失又は低下した機能を早期に一定程度回復さ

せることをいう。本格復旧に長い期間を要する場合、二次災害の防止、災害対応の円滑化、被災者の生活確保等のために行われる。

## か行

---

### ■ 海溝型地震

日本付近では、海のプレートが陸のプレートを押すとともに引きずり込みながら、陸のプレートの下にもぐり込んでいるが、プレート境界の摩擦力が限界に達すると急激なすべりが起こり、巨大な地震が発生する。この地震を海溝型地震（プレート境界型地震）という。海側のプレートのもぐり込む場所は、日本海溝や南西諸島海溝及びトラフと呼ばれる海底の凹地（駿河トラフ、南海トラフなど）で、マグニチュード8程度以上の巨大地震である関東大地震、東海地震、南海地震などが発生している。

### ■ 外国人（災害時）

単に日本国籍を持たない者を指すのではなく、日本語能力が不十分で、日本の生活習慣や文化に不慣れな者も意味する。

### ■ 活断層

地質学的に最近の期間(数10万年～200万年)において、地震を繰返し発生させ、今後も引き続き活動して地震を引き起こす可能性の高い断層のこと。

### ■ キキクル

気象庁のホームページで公開されている大雨・洪水警報の危険度分布で、大雨による土砂災害の危険度分布を「土砂キキクル」、短時間の強雨による浸水害の危険度分布を「浸水キキクル」、河川の洪水災害の危険度分布を「洪水キキクル」という。

### ■ 帰宅困難者

大規模災害が発生した場合、公共交通機関の運行停止等により、自宅に帰ることが困難になった者のこと。内閣府中央防災会議の定義では、帰宅距離10km以内はおおむね「帰宅可能」、20km以上は「帰宅困難」としている。

### ■ 急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地崩壊危険箇所のうち、一定の行為を制限したり、防災工事を行う必要がある区域について、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づいて、県知事が指定する区域である。

### ■救護所

災害や大規模事故が発生した場合に、被災現場等に医師会や病院から医師等が派遣され応急的な医療活動を行うための場所である。

### ■共助

共助とは、地域、コミュニティで互いに支援し合う仕組み。自助と公助を補完し、地域防災力の中核を担う。

### ■緊急交通路

災害対策基本法の規定により、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する道路の区間をいう。

### ■緊急地震速報

地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間合わない。

### ■緊急消防援助隊

大規模災害や特殊災害が発生し、発災地の消防力のみでは対応困難なときに、消防庁長官の指示により、都道府県の消防部隊が派遣される広域的な応援制度、消防組織法第45条の2を根拠とする。

### ■緊急情報メール配信システム

事前に登録したメールアドレス宛に災害時の避難情報や、犯罪被害の情報などを配信する。

配信する内容（一例）

●防災情報

- ・災害情報（特別警報、土砂災害警戒情報など）

- ・避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保など）
- ・火災情報（火災発生及び鎮火情報）

●防犯情報

- ・犯罪被害防止情報
- ・不審者情報
- ・行方不明者情報

### ■緊急速報メール

市からの災害・避難情報が、対象エリアにいる対応機種の携帯電話利用者に、事前申し込みなしで自動的に配信されるサービス。（株）NTTドコモ、ソフトバンクモバイル（株）、KDDI（株）の3社に対応。このサービスは、市内に滞在している人の対応機種の携帯電話に緊急情報をお知らせするもので、使用料や通信料は無料。

### ■緊急通行車両

災害対策基本法に定める車両で、道路交通法に基づく緊急自動車、災害応急対策に必要な緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための標章が掲示されている車両をいう。

### ■緊急輸送道路

県や市等が、人命の救助や災害応急対策活動に必要な物資、資機材、要員等の広域的な緊急輸送を行うために、事前に指定する道路のこと。指定された緊急輸送路の管理者は、それぞれの計画に基づき、その整備を実施する。

### ■警戒区域

災害対策基本法第63条に基づき市長等が設定する区域で、災害現場での危険防止等のため関係者以外の出入りを禁止、制限し、違反すると罰則がある。

### ■警戒レベル

災害発生の危険度と、とるべき避難行動を住民が直感的に理解できるようにするため5段階のレベルで示される情報のこと。（避難情報については「は行」にて解説）

警戒 レベル	状況	住民が取るべき行動	避難情報
5	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保	緊急安全確保

警戒 レベル	状況	住民が取るべき行動	避難情報
<警戒レベル4までに必ず避難！>			
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	
1	今後気象状況悪化 のおそれ	災害への心構えを高める	

### ■激甚災害の指定

災害対策基本法に規定する「著しく激甚である災害」が発生し、被災者や被災地域に助成や財政援助を特に必要とする場合に、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年）を適用し指定すること。

激甚災害に指定されると、一般の災害復旧事業補助、災害復旧貸付等の支援措置に加えて、激甚災害法に基づく各種特例措置が適用される。

### ■検案

監察医や医師が死亡原因を調べること。

### ■減災

防災が被害を出さない取り組みであるのに対して、減災は被害の発生を想定した上で、その被害を低減させようとする考え方のこと。

### ■検視

警察官（検視官）が犯罪性の有無の視点から死亡の状況や死因調査を行うこと。

### ■洪水予報河川

水防法の規定により、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがある河川として国土交通大臣が指定したもの、若しくはその他の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川として都道府県知事が指定したもの。

## ■心のケア

災害や病気、犯罪、事故などで危機的なできごとに遭遇したことにより心身等に発生する問題からの立ち直りを補助する、あるいは予防すること、またその活動をいう。

## さ行

---

### ■災害危険箇所

法令に基づいて指定される災害の危険区域（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等）、防災関係機関の調査により把握、公表されている災害の危険箇所（水害リスク情報図、大規模盛土造成地等）の総称。

### ■災害救助法

災害時に、国が地方自治体や日本赤十字社及び国民の協力の下に、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の安定を図ることを目的とした法律である。災害救助法の適用を受けた災害の場合は、救出、避難所設置、食品の給与、応急仮設住宅の設置等の対策にかかる費用が国庫負担の対象になる。

### ■災害拠点病院

医療法により、災害発生時に災害医療を行う医療機関を支援する病院のこと。

### ■災害時優先電話

災害の救援、復旧や公共の秩序を維持するため、法令に基づき、防災関係の各種機関等に対し、固定電話及び携帯電話の各電気通信事業者が提供している発信優先サービスのこと。公衆電話はこれにあたるので、日頃の確認が有効。

### ■災害対策基本法

死者・行方不明者が5千人を超えた昭和34年9月の伊勢湾台風を機に制定された法律（昭和36年公布）で、わが国の災害対策に関する基本法となる。防災行政に関する国と地方公共団体、および住民の責務を明記するほか、防災行政に関する組織、防災計画、災害予防、災害応急対策などを規定する。国に中央防災会議を、地方公共団体に地方防災会議を、また非常時の組織として国に非常災害対策本部、地方公共団体に災害対策本部を設置することもこの法律で規定している。

## ■災害用伝言版／災害用伝言ダイヤル

携帯電話・スマートフォンやインターネットを利用して被災地の方の安否確認を行う伝言板のこと。

## ■自衛隊災害派遣

各種災害の発生時に、被災自治体、消防・警察等のみでは救助・救援などの応急対応が困難な地域に陸・海・空の自衛隊部隊を派遣し、救援活動を行うこと。

市町村の要請を受けた都道府県知事、海上保安庁長官や管区海上保安本部長、空港事務所長からの要請に基づいて自衛隊の部隊等が派遣される。災害派遣における具体的な活動は幅広く、被災情報の収集に始まり、行方不明者の捜索、被災者の救出、遺体の収容・搬送、障害物の撤去、人員・救援物資の輸送、空中消火など。さらに、入浴用仮設施設の提供、音楽隊による被災地慰問演奏などまである。

## ■Jアラート（全国瞬時警報システム）

弾道ミサイル情報、大津波警報、緊急地震速報等の緊急情報を、人工衛星を用いて国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から送信し、市区町村の防災行政無線や携帯メール等を自動起動させ緊急情報を瞬時に伝達するシステムのこと。

## ■自主防災組織

地域住民が「自分たちの地域は、自分たちで守る」という「共助」の精神に基づき自主的に結成する組織。平常時には知識の普及、防災訓練の実施等を行い、災害時には情報の収集伝達、初期消火、負傷者の救出救護、避難誘導などの防災活動を担う組織のこと。

## ■自助

自分で自分を助けること。

## ■地震保険

「地震保険に関する法律」に基づき、政府と損害保険会社が共同で運営する損害保険で、地震で発生した損失を補償する保険のこと。

地震保険は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的として、民間保険会社が負う地震保険責任の一定額以上の巨額な地震損害を政府が再保険することにより成り立っている。

## ■指定行政機関

災害対策基本法2条3号（および武力攻撃事態法第2条第4号）の規定により、内閣総理大臣によって指定された国の行政機関のこと。

指定行政機関は次の24機関となる。内閣府・国家公安委員会・警察庁・金融庁・消費者庁・総務省・消防庁・法務省・外務省・財務省・文部科学省・文化庁・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・資源エネルギー庁・中小企業庁・国土交通省・国土地理院・気象庁・海上保安庁・環境省・原子力規制委員会・防衛省（平成12年12月15日総理府告示第62号）。

## ■指定避難所

災害救助法が適用される規模の災害が発生、または発生するおそれがあり、かつ多数の避難者がある場合、地方自治体の災害対策本部が災害の規模、地域の状況を判断し、すでに定めてある「指定避難場所」のなかから指定するもの。

## ■指定緊急避難所

災害の危険から身の安全を確保する場所で、災害対策基本法によって災害の種類ごとに指定する施設を「指定緊急避難場所」という。

## ■地盤

建物などの基礎を支える地面のこと。地震防災の観点からは、地盤はその性質により、地震の揺れを軽減、あるいは増幅させる要因となる。

## ■受援計画

大規模災害の発生時に被災した自治体がほかの公共団体や民間団体から人的・物的支援を受け入れるための手順や体制を定めた計画のこと。

## ■初期消火

出火の初期の段階で、その付近にいる人などが、応急的に消火作業を行うこと。

火災は一般的に、ごく小さな火種から、徐々に大きな火災へと時間的経過をたどって拡大する。そこで、小さな火災（火事）のうちに消火してしまえば、被害を最小限に抑えることができる。

## ■水位周知河川

水防法の規定により、国土交通大臣または都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。水位周知河川は、流域面積が小さく洪水予報を行う時間的余裕がない河川が対象となる。

### ■水防機関

水防団及び消防機関（消防本部、消防署、消防団）をいう。水防管理団体は、区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないときは、水防団を置かなければならない。

### ■水防計画

水防法に基づき、水防上必要な監視、警戒等、水門等の操作、水防団・消防機関・水防協力団体の活動、器具・設備の整備等を定めた計画のこと。

### ■水防法

洪水、雨水出水（内水）等に際し、水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減する活動の仕組みを定めた法律。

### ■図上訓練

防災訓練のうち、現場での実働訓練を行わず、地図を用いて、ロールプレイング方式等により行う訓練のこと。訓練者は与えられた被害状況を解決することで、応急対策業務の判断調整能力を高めることができる。

### ■想定地震

防災対策を講じるうえで想定する地震、またはその地震像のこと。

中央防災会議は、ある区域で繰り返し発生する地震で、発生が資料等で相当程度確認されていて、今後100年間程度でその発生確率・切迫性が高い地震（活断層型地震、海溝型地震）があることが知られていることから、そのなかで、発生すればマグニチュード（M）7～8クラスの大規模地震となり、経済・社会情勢に大きな影響を与えることが懸念される地震をとくに「想定地震」と呼び、その発生メカニズムや地震像・影響（被害想定）などを検討して防災対策を講じる対象地震としてきた。こうした想定地震には、東海地震（M8.0）、東南海・南海地震（M8.6）、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震（M7.6～8.6）、

首都直下地震（M6.9～7.5）、中部圏・近畿圏直下地震（M6.9～8.0）などがある。

## た行

### ■耐震

地震の力に対し、合板・パネル、筋交いなどで骨組み・壁の強度を上げて、粘り・耐える構造にする技術で、建物自体の強度で倒壊を避ける方法。建築基準法の耐震基準は、この技術による耐震性能を義務づけるものであり、免震・制震などを採用するにしても、まずは地震に対する建物の強度を高めるという意味で基本的な構造となる。

### ■耐震診断

既存の建物にどの程度の耐震性能があるのかを調査すること。古い建築基準で設計された既存建物、あるいは新耐震基準で建てられていてもとくに経年劣化が激しい建物について、現行の耐震基準によってその耐震性を再評価する。したがって耐震診断とその結果によって実施される耐震補強は重要な地震対策となる。

### ■耐震補強

建物の耐震性を高めるために、建物の構造（基礎・土台、柱、梁、床、壁、天井）に対して行う補強のこと。耐震改修ともいう。基本的には、壁の絶対量の充足、接合部の強化、壁の配置のバランス是正などが主となる。

耐震補強で重要なことは、精密な耐震診断結果を得て、補強が必要な部位を適切に補強することである。

### ■タイムライン（防災行動計画）

災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定、共有した上で「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動と実施主体を時系列で整理した計画。地域での防災行動の迅速化と対応能力の向上で被害の最小化を図ることができる。

### ■（建物の）耐震化

建物の耐震基準は、昭和56年の建築基準法の改正で、住宅やビルなどは震度6強～7程度の揺れでも倒壊しないように引き上げられた。これを「新耐震基準」と呼ぶ。国は平成17年に耐

震改修促進法を改正し、都道府県に促進計画の策定を義務づけ、国庫補助を増額、また税制面での支援措置などの整備を図り、住宅の耐震化（新耐震基準化）率目標を、当時の75%から、平成27年までに90%とした。

耐震改修促進法では、不特定多数の人が使う建築物の所有者に対して、耐震診断・改修（耐震補強を含む）に努めることとし義務づけはなかったが、平成25年3月に一部改正を行い、これを義務づけることとした。一方、新耐震基準以前の旧耐震基準で建てられた建物（「既存不適格建物」と呼ぶ）については、そのまま使用してもただちに違法ではないが、長久手市においても国・県と協力して行ってきた民間住宅の耐震診断と耐震改修費の補助等を引き続き実施し、建物の耐震化を推進している。

### ■地区防災計画

災害対策基本法に基づき、市内の一定の地区の居住者及び事業者が共同して行う当該地区における自発的な防災活動に関する計画のこと。

### ■中央防災会議

災害対策基本法に基づいて設置された防災に関する重要政策を決定する国の会議。内閣総理大臣を会長とし、防災担当大臣をはじめとする全閣僚、指定公共機関の長、学識経験者からなるメンバーで構成され、事務局を内閣府に置く。

その役割は、防災基本計画の作成とその実施の推進、災害発生時の緊急措置に関する計画の作成とその実施の推進、内閣総理大臣、防災担当大臣の諮問に応じた防災に関する重要事項の審議（防災基本方針、防災に関する施策の総合調整、災害緊急事態の布告等）などで、重要事項について内閣総理大臣、防災担当大臣へ意見答申を行う。

### ■DPAT（ディーパット）

「Disaster Psychiatric Assistance Team（災害派遣精神医療チーム）」の略。

被災地・被災者支援の心のケア活動は地方自治体、各種精神医療・保健機関・組織、ボランティアによっても行われているが、厚生労働省は、東日本大震災で多くの都道府県・都市の心のケアチームが被災者の心のケアの面で重要な役割を果たしたことから、精神科医療と精神保健活動の支援を行うための専門的な精神医療チームを、平成25年4月に創設。また、DPAT対応を円滑に行うために「災害時こころの情報支援センター」を設置した。

### ■DMA T（ディーマット）

医師、看護師、業務調整員で構成され、大規模災害や多数の傷病者が発生した事故などの現場に、急性期（おおむね48時間以内）から活動できる機動性を持った専門的な訓練を受けた医療チーム。

## ■頭首工

河川等から農業用水を用水路へ引き入れるための、取水堰、取水口、付帯設備等施設の総称。

## ■特別警報

豪雨では「数十年に一度の大雨となるおそれ」のとき、火山噴火では「居住地域に影響が及ぶ噴石や火碎流のおそれが大きい」ときなどに発表され、防災情報として最大限の警戒の呼びかけになる。

なお、特別警報の名称で発表するのは、大雨、暴風、高潮、波浪、大雪、暴風雪の6種類で、地震動、津波、噴火については、それぞれの既存の警報の、あるレベル以上のものを特別警報に位置づけ、名称の変更はしない。

## ■道路啓開

災害時に道路損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置された車両などの交通障害物により通行不可能となった道路において、それらの障害物を除去、簡易な応急復旧の作業をし、災害対策のための初期の緊急輸送機能の回復を図ること。

## ■土砂災害

急傾斜地の崩壊（傾斜度が30度以上である土地が崩壊する自然現象）、土石流（山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一緒に流下する自然現象）若しくは地滑り（土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象）又は、河道閉塞による湛水（土石等が河道を閉塞したことによって水がたまる自然現象）のこと。

## ■土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（略称「土砂災害防止法」）に基づいて指定された土地の区域で、「土砂災害警戒区域（通称「イエローボーン」）」と「土砂災害特別警戒区域（通称「レッドゾーン」）」がある。

土砂災害のおそれがある区域で、警戒避難体制の整備を図ることを目的として指定する。「急傾斜地の崩壊」、「土石流」、「地すべり」のそれぞれについて定義されている。

### ●急傾斜地の崩壊

- ・傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域
- ・急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域

- ・急傾斜地の下端から急傾斜地高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域

#### ●土石流

- ・土石流の発生のおそれのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域

#### ●地すべり

- ・地すべり区域（地すべりしている区域または地すべりするおそれのある区域）
- ・地すべり区域下端から、地すべり地塊の長さに相当する距離（250mを超える場合は、250m）の範囲内の区域

## ■トリアージ

災害発生時等に多数の傷病者が同時に発生した場合に、傷病者の緊急度や重傷度に応じて適切な処置や搬送を行うための治療優先順位を決定すること。

## は行

### ■ハザードマップ

自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲および被害程度、さらには避難経路や避難場所などの情報が地図上に示されている。

### ■被災建築物応急危険度判定士

大規模な地震時に、地震後の余震等による二次災害を未然に防止するため、被災した建築物の被害の状況を調査し、その建築物が使用できるか否かの判定・表示を応急的に行う者のこと。その判定結果は、建築物の見やすい場所に調査済（緑）、要注意（黄）、危険（赤）で表示され、居住者はもとより、付近を通行する歩行者などに対する二次的災害を防止する。これは、り災証明のための被害調査ではなく、建築物が使用できるか否かを応急的に判定するもの。

### ■BCP（ビーシーピー）

「Business continuity plan（事業継続計画）」の略であり、被災時に、企業等の事業が停止するような深刻な被害を回避するため、重要業務の継続を目的として作成する計画のこと。なお、自治体においては、業務継続計画という。

## ■ PTSD (ピーティーエスディー)

「Post Traumatic stress Disorder (心的外傷後ストレス障害)」の略で、生死に関わる体験や重症を負うなどして、心に受けた衝撃的な傷が元で後に生じるさまざまなストレス障害のこと。

## ■避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、またはその災害が発生するおそれのある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要する者（避難行動要支援者名簿に掲載する者）。

## ■避難情報

災害の危険が迫っている、または発生している状況において、住民に身の安全を確保するための避難行動を促すために市長が発令する情報のこと。

「緊急安全確保」、「避難指示」、「高齢者等避難」の3種類がある。（警戒レベルとの関係は「か行」で開設）

## ■避難路

一時避難地や、広域避難地、避難所へ避難する際に利用するのに適した道路のこと。

## ■福祉避難所

災害発生後に、障がい者や心身に衰えのある高齢者、乳幼児等、避難所での生活において特別な配慮（身体的ケアやコミュニケーション支援等）を必要とする方々を収容し保護する施設のこと。

## ■輻輳

災害時においては、安否確認のための電話等により、一部の地域の通信回線が一時的に混み合うこと。輻輳が限界に達すると、通信システムがダウンしてしまうため、その前に通信規制が実施され、電話はつながりにくくなることが多い。

## ■防災会議

自治体の防災対策を推進するために、県知事、市長を会長として、地域の防災関係機関の代表者によって組織された会議で、地域防災計画の策定や災害情報の収集等を行う。災

害対策基本法によって設置が定められている。

### ■防災基本計画

災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する国の防災に関する基本的な計画のこと。

### ■防災拠点

災害対策活動の拠点としての機能を総合的かつ有機的に果たすため、自治体の実情に応じて定める施設や場所のことで、広義には避難地・避難所から備蓄倉庫、救援物資の集積所、がれき置き場、応急復旧活動の拠点、本部施設やその予備施設等と幅広い概念で捉えられている一方、狭義には本部施設（庁舎、消防署、防災センターなど）や応急復旧活動の拠点（拠点病院、指定避難所など）の意味で用いられる。

### ■防災マップ

自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。予測される災害の範囲および被害程度、避難場所などの情報が地図上に示されている。

## ま行

---

### ■民生児童委員

厚生労働大臣の委託を受け、それぞれの地域において、常に住民の立場になって相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める者。法律で守秘義務が課せられ、政治的中立が定められており、身分的には特別職の地方公務員である。一方で、法律上給与の支給はなく、無償で地域福祉活動を行うボランティアでもある。

## や行

---

### ■やさしい日本語

国内の外国人に重要な情報が伝わらないことを防ぐために、災害時などに外国人にも理解しやすく情報を伝えるために工夫された日本語表現手法で、平易な言葉と短い文で構成されている。

## ■要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児など、災害時に迅速かつ的確な行動がとりにくく、特に配慮を要する者のこと。

## ■要配慮者利用施設

防災上の配慮を要する者（高齢者、障害者、乳幼児など）が利用する施設で、高齢者施設や障害者施設などの社会福祉施設、幼稚園や小学校などの学校、病院や診療所などの医療施設などが対象となる。

## ■ら行

---

### ■ライフライン

電気・ガス・水道・下水道・通信等、生活に不可欠な物資や情報等の補給機能の総称。

### ■臨時ヘリポート

大規模災害発生時に、ヘリコプターによる輸送活動等の効果を効率的に發揮するために、ヘリコプターが離発着可能な場所として事前に指定されたもの。